

入間市新産業団地基本計画等策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、入間市新産業団地基本計画等策定業務委託（以下「本業務」という。）の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

（1）業務名称

入間市新産業団地基本計画等策定業務委託

（2）業務内容

「入間市新産業団地基本計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

（4）予算額（見積限度額）

83,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（5）選考方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、参加資格確認基準日は、参加表明のあった日から、本業務の契約を締結するまでの間とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。
- （2）埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （3）入間市指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- （4）法人格を有し、本業務に関する委託契約を当市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- （5）本業務委託の内容を十分に理解した上で、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じ、円滑に業務が遂行できること。
- （6）その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。
- （7）令和5・6年度の入間市指名競争入札等参加資格の登録がされていること。
- （8）埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県における過去10年以内、20ha以上の産業系土地利用を中心とした土地区画整理事業（基準日までに認可を受けた事業に限る）に関する基本構想、計画策定の実績又は事業計画策定（変更を除く）実績を有すること。
- （9）単体企業であること。

3 実施スケジュール

項目	日程
公募期間	令和5年4月18日（火）～5月1日（月）
参加表明書等【様式1～3】提出期限	令和5年5月1日（月）正午まで
質問書【様式4】受付期限	令和5年4月18日（火）～4月24日（月）
質問書回答	令和5年4月28日（金）
資格審査結果通知	令和5年5月9日（火）
企画提案書等【様式5～8他】提出期限	令和5年5月16日（火）正午まで
企画提案書一次審査（4者以上のみ）	令和5年5月17日（水）
一次審査結果通知	令和5年5月24日（水）
二次審査（プレゼンテーション3者以下）	令和5年5月31日（水）
二次審査結果通知	令和5年6月6日（火）
委託契約締結	決定後7日以内

4 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出すること。

（1）提出書類

ア 参加表明書【様式1】

イ 事業者概要【様式2】

事業者概要是、別紙による説明を可とするが、その際も本様式は提出すること。

ウ 暴力団排除に係る誓約書【様式3】

（2）提出部数

各1部（原本）

（3）提出方法

担当部署（事務局）まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着であること。

（4）提出期限

令和5年5月1日（月）正午まで

（5）参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加表明を無効とする。

ア 参加資格に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

（6）参加資格結果の通知

参加資格確認終了後、令和5年5月9日（火）までに、参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで結果を通知する。

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書【様式4】により、担当部署(事務局)メールアドレス(ir271011@city.iruma.lg.jp)宛に電子メールで提出し、その後、電話で着信の確認をすること。

(2) 受付期間

令和5年4月18日（火）～令和5年4月24日（月）正午まで

(3) 回答

令和5年4月28日（金）までに、ホームページで回答を公開する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書は仕様書に準拠した提案内容とし、次のものを提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
①提案書表紙	様式5	
②業務実績	様式6	土地区画整理事業については、事業認可の実績
③業務実施体制	様式7	分担業務の内容が明確となるような体制表（組織図）がある場合は添付すること。
④配置担当者の経歴書	様式8	該当者の氏名、経歴、実績等を記載すること。
⑤企画提案書 (A4、10ページ以内)	任意	ア 都市計画原案作成における課題とその対策案 イ 農政協議資料作成における課題とその対策案 ウ 土地区画整理基本計画作成における課題とその対策案 エ 環境影響評価書作成における留意事項とその対策案 オ 創意工夫（事業が円滑に進むため等の自由提案）
⑥業務スケジュール	任意	
⑦業務見積書	任意	書式は自社様式で可だが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること。

提出書類については、①から⑦の順序で製本し、11部（正本1部、副本10部）及び電子データ（CD-R等）を提出すること。正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略する。

(2) 提出方法

担当部署（事務局）まで持参または郵送で提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着であること。

(3) 提出期限

令和5年5月16日（火）正午まで

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、審査の対象外とする。

- ア 参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合
- イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合

- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積書の金額が予算額を超えてる場合

(5) その他留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- イ 企画提案書等の提出後の再提出又は差し替えは、原則認めない。
- ウ 企画提案書等の返却は行なわない。
- エ 企画提案書等は、情報公開請求があった場合は、入間市情報公開条例（平成15年条例第18号）に基づく不開示情報を除き、原則公開とする。

7 選定方法

選定にあたっては、プレゼンテーションによる二次審査を実施し、提案事業者の業務実施能力を総合的に審査し、最も優れた企画提案があつた事業者を優先交渉権者に決定する。

ただし、参加者が多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位3者のみが二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加できるものとする。

(1) 一次審査（企画提案書による審査）

- ア 日時
令和5年5月17日（水）
- イ 結果

一次審査の結果については、令和5年5月24日（水）までに、審査参加事業者全員に電子メールで通知する。なお、選定の評価については公開しないものとする。また結果に対する異議は受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ア 日時、場所
令和5年5月31日（水）、入間市役所内会議室
- イ 提案内容の説明
説明者は、実際に事業を担当するものが行い、提出した企画提案書に基づき説明し、会場内への入室は、4人以下とすること。
- ウ プrezentation・ヒアリング時間
 - ・提案者からの説明時間 20分程度
 - ・入間市からの質問時間 20分程度
- エ その他
プレゼンテーションの開始時間等の詳細については、令和5年5月24日（水）までに、参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。
- オ 結果
二次審査の結果については、令和5年6月6日（火）までに、審査参加事業者全員に

電子メールで通知し、後日文書を送付する。なお、選定の評価については公開しないものとする。また結果に対する異議は受け付けない。

8 審査基準概要

委員会において、事業者のプレゼンテーションを評価、採点し、最高得点を得た提案を最優秀提案とし、その提案者を本業務の優先交渉権者とする。

全委員の評価点の合計（500 点）の 6 割（300 点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合計した値が最低基準点に満たない参加者は選定の対象としない。

評価項目及び配点は次のとおりとする。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は、減点することがある。

審査項目	評価内容	配点
業務実績について	産業系土地利用計画の整備に関する基本構想・計画策定、土地区画整理事業の実務実績	15
実施体制について	業務遂行のための組織運営体制が十分か	10
業務提案内容について	各テーマにおいて、現状分析にもとづいた提案ができるか	40
工程表について	適切な業務スケジュールであるか	10
独自提案について	仕様書項目以外の独自提案があるか	10
プレゼンテーションについて	業務に対する理解度、質疑応答への適切な対応ができるか、担当者の本業務に対する積極性	5
業務見積金額について	業務を実施するための見積金額 価格の低い順（同額の場合は同率順位とする） 1位 10 点、2位 5 点、3位 0 点	10
合計		100

最高得点を取得した者が 2 者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を優先交渉権者とする。さらに見積金額が同額である場合は、くじ引きにより決定する。

プロポーザルの参加者が 1 者のみの場合であっても審査は実施し、最低基準点を満たす場合は、優先交渉権者として特定する。

9 委託契約

二次審査の結果選定された優先交渉権者と、協議が整った段階で契約等の手続きを行う。手続きにあたっては、規則及びその他関係法令に定めるところによる。

なお、選定された優先交渉権者が契約等の手続きまでに参加資格要件を満たさなくなった場合、及び協議が整わない等の理由により優先交渉権者との契約等の手続きができない場合は、次点者を優先交渉権者とする。

10 瑕疵がある場合

企画提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。

また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した優先交渉権者の権利を取り消すことがある。

11 担当部署（事務局）

入間市都市計画課 新産業団地整備室（担当：黒田、小田、大野、北澤）

連絡先

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目 16 番 1 号

T E L 04-2964-1111 (内線 3311、3383、3384)

E メール ir271011@city.iruma.lg.jp